

令和4年度熊本市病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
(2) 年 間 患 者 数	300,805 人	△ 12,655 人	288,150 人
ア 入 院	166,196 人	△ 21,194 人	145,002 人
(ア) 市 民 病 院	121,657 人	△ 9,238 人	112,419 人
(イ) 植 木 病 院	44,539 人	△ 11,956 人	32,583 人
イ 外 来	134,609 人	8,539 人	143,148 人
(ア) 市 民 病 院	109,350 人	5,068 人	114,418 人
(イ) 植 木 病 院	22,924 人	3,637 人	26,561 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	2,335 人	△ 166 人	2,169 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数			
ア 入 院			
(ア) 市 民 病 院	333 人	△ 25 人	308 人
(イ) 植 木 病 院	122 人	△ 33 人	89 人
イ 外 来			
(ア) 市 民 病 院	450 人	21 人	471 人
(イ) 植 木 病 院	94 人	15 人	109 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	10 人	△ 1 人	9 人

(4) 主要な建設改良事業

ア 施設改良	25,000 千円	△ 5,732 千円	19,268 千円
(ア) 市民病院	5,000 千円	△ 2,000 千円	3,000 千円
(イ) 植木病院	20,000 千円	△ 3,732 千円	16,268 千円
イ 医療機械器具購入	344,387 千円	2,980 千円	347,367 千円
(ア) 市民病院	290,287 千円	△ 722 千円	289,565 千円
(イ) 植木病院	54,100 千円	3,702 千円	57,802 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条本文中「なお、特別損失中、災害復旧費568,790千円の財源に充てるため、災害復旧事業債562,400千円を借り入れる。」を削除し、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 病院事業収益	15,509,763 千円	1,992,491 千円	17,502,254 千円
第1項 医業収益	13,163,093 千円	24,777 千円	13,187,870 千円
第2項 医業外収益	2,167,494 千円	1,936,117 千円	4,103,611 千円
第3項 特別利益	179,176 千円	31,597 千円	210,773 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 病院事業費用	16,106,207 千円	△ 211,166 千円	15,895,041 千円
第1項 医業費用	15,140,503 千円	333,649 千円	15,474,152 千円
第2項 医業外費用	384,914 千円	20,081 千円	404,995 千円
第3項 特別損失	568,790 千円	△ 564,896 千円	3,894 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

526,813千円は、当年度分損益勘定留保資金526,813千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額544,051千円は、当年度分損益勘定留保資金544,051千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的収入	797,402 千円	△ 25,389 千円	772,013 千円
第1項 企業債	341,200 千円	△ 28,500 千円	312,700 千円
第2項 出資金	4,399 千円	1 千円	4,400 千円
第3項 補助金	64,344 千円	59,580 千円	123,924 千円
第4項 負担金	387,459 千円	△ 56,470 千円	330,989 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的支出	1,324,215 千円	△ 8,151 千円	1,316,064 千円
第1項 建設改良費	448,228 千円	△ 2,752 千円	445,476 千円
第2項 企業債償還金	875,987 千円	△ 5,399 千円	870,588 千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条で定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加分)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民病院解体工事 (令和4年度追加分)	令和4年度～令和5年度	511,862

(変更分)

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
市民病院床頭台等賃借業務 (令和4年度追加分)	令和5年度～ 令和6年度	609	令和5年度～ 令和6年度	891

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
市民病院 医療機械 器具整備 事業	259,200	普通 貸借 又は 証券 発行	年5.0%以 内。 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合 は、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	政府資金 については、その 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する ところによ る。た だし財政 の都合に より繰上 げ償還す ることが ある。	230,800	補正前に同じ		
市民病院 解体事業	562,400				0			
植木病院 施設設備 改修事業	17,600				16,200			
植木病院 医療機械 器具整備 事業	52,100				53,400			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	8,088,850 千円	8,420 千円	8,097,270 千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 予算第10条に定めた他の会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(会 計 名)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 一 般 会 計	409,646 千円	79,531 千円	489,177 千円

熊 本 市 長 大 西 一 史